

事務連絡
平成 28 年 6 月 22 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

業務用ビル等における省 CO2 促進事業(補助制度)について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、環境省より業務用ビル等における省 CO2 促進事業の執行団体として指定を受けている一般社団法人静岡県環境資源協会より周知の依頼がございました。

つきましては、事業内容の説明資料をお送り致しますので、貴会会員企業へご案内いただきますようお願い申し上げます。

なお、本補助制度は、全国の事業者を対象にしております。

以上

【添付資料】

- ・平成 28 年度業務用ビル等における省 CO2 促進事業（補助制度）に関する会員皆様等への周知について
- ・業務用ビル等における省 CO2 促進事業 二次公募のご案内
- ・別紙 1 テナントビルの省 CO2 促進事業
- ・別紙 2 ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

担当:事業部 金丸 TEL:03-3551-9396 FAX:03-3555-3218 e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp
--

平成 28 年 6 月 17 日

(一社) 全国建設業協会 御中

一般社団法人静岡県環境資源協会
会長 荒木 信幸

平成 28 年度業務用ビル等における省 CO2 促進事業（補助制度）に
関する会員の皆様等への周知について（お願い）

日頃、当協会が実施する事業につきまして、御理解、御協力をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、今年度、当協会は、環境省から「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補
助金（業務用ビル等における省 CO2 促進事業）」の執行団体として指定をいただ
き、現在、事業者の皆様が実施するテナントビルの省 CO2 化事業や業務用ビル
等の ZEB 実現に向けた実証事業に対する補助を行い、省 CO2 の促進に取り組ん
でいるところです。

つきましては、より一層この補助制度が活用されますよう、貴団体会員の皆
様等に周知していただきたくお願い申し上げます。

御多忙中のところ、誠に恐れ入りますが、地球温暖化対策の推進に向け御理
解と御協力をお願いいたします。

担 当 支援センター 小林
電話番号 054-266-4161(代)

業務用ビル等における省CO2促進事業 二次公募のご案内

対象事業

- ▶テナントビルの省CO2促進事業
- ▶ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

応募期間:	平成28年6月下旬～	詳細はSERAホームページをご確認ください
執行団体:	一般社団法人静岡県環境資源協会(SERA) 業務用ビル等における省CO2促進事業支援センター	
TEL:	054-266-4161	
E-mail:	center@siz-kankyoku.or.jp	
HP:	http://www.siz-kankyoku.jp/	

テナントビルの省CO2促進事業

低炭素化が進みにくい既存建物に対し、グリーンリース契約・覚書を通じて低炭素化に資する設備を導入し、省CO2化を促進していく事業です。

申請者:建物オーナー
(個人事業者は不可)



▶対象となる建物

既築の建物（面積要件なし）
事務所等、ホテル等、病院等、店舗等、学校等、飲食店等、集会所等
(オーナーとテナントが100%同一の資本に属するグループ企業は対象外)

○運用改善に要する設備導入事業 補助率1/2上限50万円

要件:グリーンリース契約等*1の提出

対象機器等:制御機器や計測機器、監視装置等の設備機器の稼働時間の調整やエネルギー効率の改善を図る装置、人感センサー、明るさセンサー、温度管理センサー)

補助対象:設備費、工事費、事務費

○設備改修事業 補助率1/2 上限5千万円

要件:更新した設備全体でCO2排出量15%以上削減(運用改善事業と併せて15%削減も可)

:グリーンリース契約等*2の提出

補助対象:設備費(空調、給湯、換気、電源、照明、BEMS、再エネ設備(太陽光除く・熱利用のみ)等)、工事費、事務費

○調査事業 補助率1/2 上限50万円(上記事業と組み合わせ)

○共用部も補助対象に

グリーンリース契約等を締結したテナントの面積合計が建物の延べ床面積の15%以上なら共用部も補助対象に。(15%以上30%未満補助率1/3、30%以上1/2)

○事業実施期間 平成29年1月31日まで

グリーンリース契約等とは

*1 オーナーとテナント間で低炭素化のための情報共有等

*2 オーナーの設備投資によるテナントの光熱費削減等のメリットをオーナーに還元する仕組み『グリーンリースガイド』(国交省サイト <http://tochi.mlit.go.jp/kankyo/greenlease>)を参照

ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

中小規模の建物のエネルギー使用量が正味でほぼゼロになる建物(ZEB)の実現に資する低炭素化設備等を導入する事業に対し、費用の**3分の2、上限3億円を補助**します。

申請者: 建物の所有者(個人事業者も可)

▶対象となる建物要件

地方公共団体等の建物(面積要件なし)

民間の業務用建物等(床面積2千㎡未満)

○用途要件: 事務所等、ホテル等、病院等、店舗等、学校等、飲食店等、集会所等

対象外: 住宅、工場、畜舎、車庫、駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等

▶補助率と上限

補助率: 3分の2

上限額: 3億円/年(2年度まで可)

▶事業実施期間

単年度(交付決定日~1月31日)

2年度(交付決定日~初年度は2/28、2年目は1/31)



▶要件(環境性能)

○建物の外皮性能

外皮性能設計値(PAL*)が外皮性能基準値(PAL*)を満足すること

○一次エネルギー消費量

一次エネルギー削減量が50%以上であること

一次エネルギー削減量 = 1 - (設計一次エネルギー消費量 / 基準一次エネルギー消費量)

※その他、太陽光発電を含めない。コージェネは含む

※WEBプログラムによる計算を行う

▶要件

○エネルギー利用の管理(BEMS装置等の導入)

○BELSを取得し、『ZEB Ready』以上を表示

▶補助対象経費

設計費: 建築設計(基本設計除く)、設備設計、省エネルギー計算、BELS認証費用等

設備費: 機械、建築材料、計測装置の購入、製造等に要する経費(土地取得・賃貸費除く)

工事費: 補助対象機器・システムに不可欠な工事

▶補助対象設備等

設計費	建築および設備設計費等	補助事業に必要な実施設計に限る
断熱	断熱等(省エネルギー計算ができること)	建物(外皮)性能を向上する場合に限る。高性能保温材
空調・給湯	熱源機器	高効率機器に限る。複数の機器の組み合わせ
	熱源付帯設備	熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る
	ポンプ	省エネ機器に限る
	空調機器	高効率機器及び器具に限る
	給湯機器	省エネ機器及び器具に限る
換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る
照明	照明機器	高効率機器及び器具に限る
再エネ他	再エネ等、コージェネ、蓄電	太陽光、太陽熱、井水、河川水、地熱、廃棄物、コージェネ、創蓄連携蓄電システム等
電源	受変電設備	高効率機器に限る
	負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分な設備に限る
BEMS	制御部、監視部	制御機器、盤類、計測計量装置、中央監視装置等

※詳細は公募要領をご覧ください。

(イ) 補助対象となるビル等の用途

補助対象となるビル等の用途は下表のとおりです。

用途		具体例
事務所等		事務所、官公署等
ホテル等		ホテル、旅館等
病院等		病院、老人ホーム、身体障がい者福祉ホーム等
物品販売業を営む店舗等		百貨店、マーケット等
学校等		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等
飲食店等		食堂、喫茶店、キャバレー等
集会所等	図書館等	図書館、博物館等
	体育館等	体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場または競輪場等
	映画館等	映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋等

■対象外となるビル等の例

住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場等

テナントビルの省 CO2 促進事業の低炭素型設備改修事業の補助対象経費の範囲

1 補助対象経費の区分

- (1) 設備費等
- (2) 工事費 (補助対象設備等の導入に不可欠な工事に要する経費)
- (3) 事務費

2 全体事項

- ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS 等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。
- ・補助申請者に所有権のあるもの (リースの場合は、リース会社の所有権)。

3 補助対象となる設備等費の範囲

		設備等の種類	補助対象設備の例	
設備 費	空調 ・給湯設備	熱源 機器	高効率機器に限る	冷凍機、ヒートポンプ、冷温水器、マルチエアコン、ガスヒートポンプ、排熱回収型ボイラ等
			複数のシステムの組み合わせによるもの	コージェネ (発電機+排ガスボイラ・排熱冷凍機)、熱回収 (熱回収型ヒートポンプ+蓄熱槽)、氷蓄熱+大温度差搬送等
			熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク、配管、ダクト及び付属品
		ポンプ	高効率機器に限る	VWV方式ポンプ等
		空調 機器	高効率機器に限る	VAV空調機、全熱交換器組込型空調機、VAVユニット、モータダンパ、デシカント空調機等
	換気設備	換気 機器	高効率機器に限る	インバータファン、全熱交換器、モータダンパ等
	電源	受変 電設 備	高効率機器に限る	高効率トランス (本体のみ)
		負荷 設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品
	照明設備		高効率機器及び器具に限る	LED 照明、調光制御付 LED 照明、有機 EL 照明、高輝度型誘導灯、照度センサー、人感センサー、光ダクト、ミラー集光装置付きトップライト、照明制御盤、制御用配管配線及び付属品等 (屋外設置の照明、非常灯等は対象外)
	BEMS (自動制御機器含む)	制御部		制御機器※1 (センサー、アクチュエータ、コントローラ等)、盤類※2 (自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等)、自動制御関連設備 (VAV等)、計測計量装置 (熱量計、CT、電力量計、ガスメーター等)、制御用配管配線及び付属品
監視部			中央監視装置 (中央監視盤、照明制御盤等)、伝送装置 (インターフェイス、リモートステーション等)、通信装置 (ルータ等)、制御用配管配線及び付属品	
管理部			BEMS装置※2	
再生可能・未利用エネルギー利用設備、その他	再生可能・未利用エネルギー利用機器に限る		太陽熱、井水・河川・地熱、地中熱、バイオマス利用、雪氷熱・廃棄物等 ※再生可能エネルギーによる発電は対象外	
	定置用蓄電池		リチウムイオン蓄電池、鉛蓄電池等 ※再生可能エネルギーシステムと一体的に用いられる機器に限る。	

	電力計測計	運用改善のために必要となる電力計測器
工事費	工事費※3 補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る※4※5	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費※6、工事者の現場経費※6等 (一般管理費は対象外)

- ※1 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバーター盤も含める。
- ※2 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。
- ※3 補助対象、補助対象外に共通に係る経費は別々に計上する。
- ※4 地中熱利用の専用設備設置のための根切り、掘削、埋戻し工事は補助対象とする。(試掘・残土処分は対象外)
- ※5 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助費用対象経費を算出することも可とする。
- ※6 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

■ 補助対象とならない主な経費

- ・ 建築工事、躯体工事、省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等
(電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等)
- ・ 給排水衛生関係
- ・ 冷蔵／冷凍設備 (ショーケース等)
- ・ 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策 (サーバーのクラウド化等)
- ・ 家電に類するもの
- ・ 再生可能エネルギーによる発電設備 (太陽光発電・風力発電等、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) に基づく再生可能発電設備)
- ・ 遮熱・断熱塗料
- ・ 消耗品等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備
- ・ 運用に係る経費 (電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)
- ・ 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・ 設計費、諸経費、各種届出経費等
- ・ 建物外から建物内まで引き込む配管等
- ・ その他、本事業の実施に必要不可欠と認められない諸経費

ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業の補助対象費用の範囲

1 補助対象費用の区分

- (1) 設計費
- (2) 設備等費
- (3) 工事費（補助対象設備等の導入に不可欠な工事に要する経費）
- (4) 事務費

2 全体事項

- ・設備等のうち補助対象となるものについては、JIS 等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。
- ・補助申請者に所有権のあるもの。
- ・導入する設備等はすべて新品に限る。

3 補助対象となる設備等費の範囲

区分	項目	対象範囲	補助対象設備・費目	
設計費	建築および設備設計費等	補助事業に必要な実施設計に限る	建築設計、設備設計※1 省エネルギー計算等（設計業務に係る仕様書等の提出が必須） 省エネルギー性能の表示に係る費用※2	
設備費	断熱	断熱等 (省エネルギー計算ができること)	建物（外皮）性能を向上する場合に限る 高性能保温材	断熱材（ 外装、内装、断熱扉の扉部分は対象外 ）、Low-E 複層ガラス、高性能窓（断熱・遮熱性能に優れているもの）、日射追従型ブラインド、日射追従型ルーバー等 配管・ダクト保温の交換・新設についても高性能保温材
		空調・給湯	熱源機器	高効率機器に限る 複数の機器の組み合わせ
	熱源付帯設備		熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る	冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク及び付属品等
	ポンプ		省エネ機器に限る	インバータ制御ポンプ（熱源二次ポンプを含む）
	空調機器		高効率機器及び器具に限る	VAV空調機、全熱交換器組込型空調機、VAVユニット、モータダンパ、デシカント空調機、全熱交換器等、輻射冷暖房システム等 （標準型のファンコイルやファンコンベクタ、放熱器等は対象外）
	給湯機器		省エネ機器及び器具に限る	ヒートポンプ型給湯器、排熱回収型ボイラ等 （潜熱回収型給湯器や、給湯機器からカラマまでの配管は対象外）
	換気	換気機器	省エネ機器及び器具に限る	インバータ制御ファン、モータダンパ等
	照明	照明機器	高効率機器及び器具に限る	LED 照明（既築）、制御付LED 照明※4、有機EL 照明、高輝度型誘導灯（既築）、照度センサ、人感センサ、光ダクト、ミラー集光装置付きトップライト、照明制御盤、制御用配管配線及び付属品等 （屋外設置の照明、非常時のみ点灯する非常灯等は対象外）
	再生エネルギー他	再生可能・未利用エネルギー利用機器	右記のエネルギー等を利用した機器・システム	太陽光、太陽熱、井水・河川水・地熱、地中熱、バイオマス、雪氷、排水熱・廃棄物等 （再生可能エネルギーについては、発電した電力を自家利用する場合に限る）
		コージェネ蓄電システム※5	右記の機器・システム 創蓄連携に限る	コージェネ（燃料電池を含む） 蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤

ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

			※再生可能・未利用エネルギーにより発電した電力を蓄え、有効利用するものに限る。
電 源	受変電設備	高効率機器に限る	高効率トランス（本体のみ） （第2次トッピング基準で定められたものに限る）
	負荷設備	省エネ機器の設置と一体不可分の設備に限る	動力制御盤、分電盤等、配管配線及び付属品
BEMS (自動制御機器含む)	制御部		制御機器※6（センサー、アクチュエータ、コントローラ等）、盤類※6（自動制御盤、動力制御盤、インバータ盤等）、自動制御関連設備（VAV等）、計測計量装置（熱量計、CT、電力量計、ガスメーター等）、制御用配管配線及び付属品
	監視部		中央監視装置（中央監視盤、照明制御盤等）、伝送装置（インターフェイス、リモートステーション等）、通信装置（ルータ等）、制御用配管配線及び付属品
	管理部		BEMS装置※7
工 事 費	工事費※8	補助事業の実施に不可欠で、補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る※9※10	搬入・据付工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、断熱工事、機器保温塗装工事、基礎工事、場内搬送費、試運転調整費、仮設費※11、工事者の現場経費※11等 （一般管理費は対象外）
省エネルギー性能の表示に係る費用		建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価認証機関による、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready いずれかの省エネルギー性能評価の認証を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用（プレート代、シール等）※11	

※1 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費に含めない。

※2 建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready いずれかの省エネルギー性能評価の認証を受ける申請費用及び評価結果を表示する為の費用（プレート代等）。交付決定日以降に取得したものであること。

※3 ルームエアコンは国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分（Ⅰ）を満たす機種に限り補助対象とする。

※4 在室検知制御、明るさ感知制御、タイムスケジュール制御とする。

※5 補助対象経費は創蓄連携に必要な機器及び工事費を含み、補助対象経費全体の20%を上限とする。

なお、再生可能・未利用エネルギーにより発電した電力を蓄え、有効利用するものに限る。

※6 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。

※7 アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するものとする。

※8 補助対象、補助対象外に共通にかかる経費は別々に計上する。

※9 地中熱利用の専用設備設置のための根切り、掘削、埋戻し工事は補助対象とする。（試掘・残土処分は対象外）

※10 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助対象経費を算出することも可とする。

※11 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

■ 補助対象とならない主な経費

- ・ 建築工事、躯体工事
- ・ 省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等（電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等）
- ・ 給排水衛生関係
- ・ 冷蔵／冷凍設備（ショーケース等）
- ・ 建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策（サーバーのクラウド化等）
- ・ 家電に類するもの
- ・ 再生可能エネルギーによる発電（固定価格買取制度等による売電を行なうもの）

- ・ 遮熱・断熱塗料
- ・ 消耗品等
- ・ 資産計上できない設備等
- ・ 防災設備、防犯設備、昇降機設備
- ・ 運用にかかる経費（電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等）
- ・ 既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・ 現場調査費、諸経費、各種届出経費等
- ・ その他、本事業の実施に必要な不可欠と認められない経費等